

綾瀬市教科用図書採択検討委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、綾瀬市教科用図書採択検討委員会の設置、組織、運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 綾瀬市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が行う教科用図書の採択に関し、必要な事項を調査検討することを目的として綾瀬市教科用図書採択検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第3条 委員会は、綾瀬市立小・中学校（以下「学校」という。）で使用する教科用図書の採択に必要な事項を協議検討し、教育委員会に報告する。

(組織)

第4条 委員会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱又は任命する。

- (1) 教育委員会の職員
- (2) 学校の校長
- (3) 学校の保護者の代表
- (4) その他教育委員会が必要と認める者

3 委員の任期は、委嘱又は任命の日から翌年の3月31日までとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(役員)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は委員の互選により決定する。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集する。ただし、1回目の会議は教育委員会が招集する

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

(意見の聴取)

第7条 委員会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(調査員)

第8条 委員会は、専門事項を調査するために調査員を置くことができる。

- 2 調査員は、委員会が選任し、委員長が委嘱する。
- 3 調査員の任期は、委嘱の日から翌年の3月31日までとする。
- 4 調査員は、神奈川県教育委員会から提示された資料その他を参考にして教科用図書を調査し、また、市内の学校の教科用図書に対しての意見を集約して、選定に必要な資料を作成し、委員会に報告する。
- 5 教科用図書の調査研究については、大和市、海老名市及び座間市の各教育委員会と協力して行う。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、教育委員会指導事務主管課において処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。